

保険について

PTA 総合保険(南大谷小学校父母と教職員の会で加入している保険)

この保険は父母教が企画・立案・主催するスポーツ大会、講演会等の行事の遂行に伴う事故により生じた傷害及び賠償事故に対応する保険です。

また、この保険の掛金は、父母教の会費の中から支払われています。

《PTA 団体傷害保険》

1.被保険者の範囲

- ・保護者会員・保護者会員の同居の親族・教職員会員・児童
- ・PTA 行事の参加が事前に父母教から認められている者(PTA 行事に参加するボランティア等をいいます)

2.保険金が支払われる場合

被保険者の所属する PTA の管理下において、PTA 行事に参加している間、及び PTA 行事に参加する為に PTA が指定する集合場所と解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中、被った傷害、死亡、後遺障害が対象となります。

例としては、

■腕章・パトロールプレートをつけているために(地域での安全運動実施中に)被害にあった。

(子供たちへの呼びかけや注意をした際に受けた怪我)

注:挑発にのって暴力行為に発展した場合は適用外です。

■校庭開放時、サッカーをしていてぶつかり倒れた時、手を骨折した。

■PTA 活動のバレーボールの練習中、突き指をした。

■PTA 行事後、帰宅途中で車にはねられてケガをした。

以上のような状態でケガをして医療機関に通った場合

※ケガには、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

※ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

3.保険金の種類

保険金の種類	内 容	保 険 金
死亡保険金	事故の日から 180 日以内にその傷害が原因で死亡した時	200 万円
後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内にその傷害が原因で後遺障害が生じた時	その程度により死亡保険金の 4%~100%
入院保険金	傷害により入院した時 180 日を限度として	入院 1 日につき 3,000 円
通院保険金	けがにより医師に治療を受けた時 90 日を限度として	通院 1 日につき 1,500 円

※自覚症状しかないムチ打ち症及び腰痛はお支払い出来ません。

4.保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為
- ③無免許運転、または酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④疾病または心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ
- ⑤妊娠・出産・早産
- ⑥戦争、革命、内乱、暴動
- ⑦放射線照射、放射能汚染

など